

西東京市にお住いの保護者の方へ

施設等利用給付費の請求書の提出について

子育てのための施設等利用給付

施設等利用給付認定を受けていて、利用料等を納入した保護者の方への給付費です。

- ◆ 3号認定（0～2歳児クラスの世帯）の方は、給付上限額は42,000円です。
- ◆ 2号認定（3～5歳児クラスの世帯）の方は、給付上限額は37,000円です。

交付予定時期

令和4年11月21日（4～9月分）・令和5年5月中下旬（10～3月分）

提出が必要な書類

施設等利用費請求書（償還払い用）【4～9月分】

※10～3月分は2月中旬頃に送付予定です。

添付書類について

- ◆ 特定子ども・子育て支援提供証明書
- ◆ 領収書

利用施設に発行してもらう書類

- ◆ 振込先にゆうちょ銀行の口座を指定した方 ⇒ 通帳のコピーが必要です

請求書に記入した口座名義および他金融機関からの振込受取用情報（【店名】・【店番】・【預金科目】・【口座番号】）が印字されている箇所の通帳見開き1枚目をコピーしてください。

提出先・提出期限・提出方法

- ◆ 提出先は、西東京市役所田無第二庁舎2階子育て支援部幼児教育・保育課給付係です。
- ◆ 書類は令和4年10月7日（金）までにご提出ください。
- ◆ 提出方法は、幼児教育・保育課に郵送または持参してください。

申請の際の注意事項

- ◆ 請求書の記入につきましては、別紙記入例をご覧ください。
- ◆ 請求書等の提出が指定された期限に間に合わない場合は、給付金の振込が遅くなる場合がありますので、ご了承ください。
- ◆ 給付費は、申請書に記載された振込先口座に振り込みます。
- ◆ **申請者（認定保護者）と口座名義は同一の方をご記入ください。**
- ◆ 給付費の上限額がお支払いになった利用料よりも多くなる場合は、給付金額は利用料までとなります。
- ◆ 月途中で認定開始・終了、転入・転出した際は、給付費の上限額を日割りで計算し決定します。
- ◆ 西東京市個人情報保護条例等により、お問い合わせ内容によっては、電話での対応をお断りする場合がございます。ご本人確認ができるものをお持ちいただければ、窓口での対応は可能です。
- ◆ 請求書は郵送でもお受けしますが、郵送により発生した問題に関しては、市では責任を負えませんので予めご了承ください。
- ◆ 給付費の請求は支払期毎に必要です。令和4年度の支払期は前期と後期の2回です。

◆◆◆ お問い合わせ先 ◆◆◆

〒188-8666 西東京市南町5丁目6番13号 田無第二庁舎2階

- ◆請求書について…西東京市幼児教育・保育課給付係 Tel042（497）4926（直通）
- ◆認定について…西東京市幼児教育・保育課相談受付係 Tel042（460）9842（直通）